第六号様式別表十二(用紙日本産業規格A4)(第五条関係)

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額等の計算に関する明細書

(法第72条の2第1項第1号・に掲げる事業第3号)

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額等						
事業年度	欠損金額等の区分	控除未済欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 (前期の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤若しくは別表13の3の⑤)	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額等 (適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定 適格合併等の日：・　・ 被合併法人等の名称：)			調整後の控除未済欠損金額等
			被合併法人等の事業年度	欠損金額等の区分	被合併法人等の未処理欠損金額等 (最終の事業年度の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤)	①＋②
		①			②	③
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金	円	・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金	円	円
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		
計			計			

支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の調整計算の明細			
適格組織再編成等の別	合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・　・
対象法人の別	被合併法人等(名称：　　)・当該法人	支配関係発生日	・　・

対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合		
		被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 (被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤)	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 (被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤)	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額等 (⑧－⑫)又は(別表13の⑦)	引継ぎを受ける未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 (支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては⑤と⑥のうち少ない金額)
		④	⑤	⑥	⑦
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金				
計					

支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細					
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額 (支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等)	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			
		特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額 ⑨－⑩	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額 (⑧と⑪のうち少ない金額)
	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
・　・ ・　・	円	円	円	円	円
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
計					

第6号様式別表12記載要領

1　この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第21条第2項の規定による読替え後の法人税法第57条第2項から第4項まで又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。)第21条第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。)第57条第2項から第4項まで若しくは第58条第2項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出すること。

2　「法第72条の2第1項第1号・第3号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを〇印で囲んで表示すること。

3　法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号ロに掲げる法人に限る。)にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

4　「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに〇印を付すること。

5　当該法人との間に法人税法第57条第2項に規定する完全支配関係がある他の内国法人で当該法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人に株主等が二以上あるときは、「調整後の控除未済欠損金額等①＋②　③」の欄は、「②」とあるのは、「(②を当該他の内国法人の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)」として記載すること。

6　「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は、法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合に記載し、「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄は、同条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合又は同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合に記載すること。ただし、法人税法第58条の規定の適用がある欠損金額及び令和2年旧法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額については、これらの欄のいずれにも記載を要しない。

7　「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第5項第1号(同条第11項において準用する場合を含む。)、令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)第1条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号(同条第11項において準用する場合を含む。)又は地方税法等の一部を改正する

法律(平成27年法律第2号)附則第1条第9号の2に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第118号)による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令(平成29年政令第106号)第1条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号(同条第11項において準用する場合を含む。)に掲げる金額を計算する場合に記載すること。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額⑨」及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額⑩」の各欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

8　法人税法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は令和2年旧法人税法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあっては、これらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。